

新見公立大学教職課程自己点検・評価実施要領

令和5年12月13日制定

(目的)

第1条 この要領は、新見公立大学に設置されている教職課程において、教育職員免許法施行規則第22条の8に基づいて行われる自己点検・評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当組織)

第2条 教職課程の自己点検・評価は、「幼稚園教諭」「特別支援学校教諭」については健康保育学科で、「養護教諭」については看護学科において実施する。

(実施頻度および実施期間)

第3条 健康保育学科及び看護学科は、別に定める自己点検・評価の対象となる項目について、1年に1回点検・評価を実施する。

2 点検・評価の実施時期は、健康保育学科及び看護学科が定める。

(実施手順)

第4条 健康保育学科及び看護学科は別に定める「新見公立大学教職課程の自己点検・評価表」の項目ごとに点検・評価を行う。その結果、改善を要すると認められた事項については、健康保育学科及び看護学科において継続的に改善状況の進捗を確認する。

(結果の公表)

第5条 健康保育学科及び看護学科は、点検・評価の実施結果について、新見公立大学のホームページに掲載することにより外部に公表する。

附 則 この要領は、令和5年12月13日より施行する。